

平成28年度 むかわ町財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、町長から提出されたこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係課から算定基礎資料の内容等説明聴取し実施した。

2 審査の対象

比率区分	概 要
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の比率で、財政の深刻度を示す
連結実質赤字比率	町の全ての会計の赤字や黒字を合算した実質赤字の比率で、むかわ町としての運営の深刻度を示す
実質公債費比率	義務的に支出しなければならない経費の公債費や公債費に準じた経費の比重を示す比率で、資金繰りの危険度を示す (通常、前3年度の平均値使用)
将来負担比率	地方債残高のほかに一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負担額の程度を捉えた比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足について事業規模に対する比率で、経営の深刻度を示す

3 審査期間

平成29年8月29日の1日間

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

一般会計等健全化判断比率	平成28年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	14.59%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	19.59%	30.00%
③ 実質公債費比率	10.4%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	—	350.0%	—

公営企業会計資金不足判断比率	平成28年度	経営健全化基準	財政再生基準
⑤ 病院事業会計資金不足比率	—	20.0%	—
⑥ 上水道事業会計資金不足比率	—	20.0%	—
⑦ 下水道事業会計資金不足比率	—	20.0%	—

※①②は赤字比率が黒字のため「—」で表示。

④は将来負担額を充当可能財源等が上回り、0%以下の場合は「—」で表示。

⑤⑥⑦は資金不足額が生じていないので「—」で表示。

※健全化判断比率が一つでも早期健全化基準を上回った場合は「財政健全化計画」を策定し議会の議決を得て住民に公表し、総務大臣への報告が義務づけられている。また、資金不足比率が経営健全化

基準を上回った場合は「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を得て住民に公表し総務大臣への報告が義務づけられている。

(2) 個別意見

- ①実質赤字比率について、平成28年度の実質赤字比率は黒字決算のため算出されていない。
- ②連結実質赤字比率について、平成28年度の実質赤字比率は黒字決算のため算出されていない。
- ③実質公債費比率について、平成28年度実質公債費比率は10.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。
- ④将来負担比率について、平成27年度の将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから、比率は△2.4%となり、0%以下の場合は「-」で表示され、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。
- ⑤病院事業会計資金不足比率について、資金不足を生じていないため算出されていない。
- ⑥上水道事業会計資金不足比率について、資金不足を生じていないため算出されていない。
- ⑦下水道事業会計資金不足比率について、資金不足を生じていないため算出されていない。

(3) 要望意見

平成28年度決算における健全化判断比率は、いずれも法令による基準値を下回っており、実質公債費比率も前年度の11.5%を「1.1ポイント」下回り10.4%となった。また、将来負担比率も350%を下回る結果となっている。これは各種経費の圧縮を図りながら、将来負担を見据えた起債発行並びに基金の積み増しを行った結果によるが、交付税も徐々に低減することが予想されることから、今後も町債の発行、債務負担行為の設定に当たっては優良な財源の確保に努めつつ適切な対応を望む。

(4) その他

健全化判断比率については財政担当部局職員のみならず、全職員への周知を望む。

また、財政健全化比率の公表が義務づけられているが、財政健全化法の趣旨や判断比率の意義など、町民に理解されるように、わかりやすい広報に努められたい。